

建設業者の社会保険等未加入対策の強化について（お知らせ）

豊橋市では、建設産業の持続的な発展に必要な人材を確保し、法定福利費を適切に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、4月から説明会、ホームページ等で周知していますが、10月1日より社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入対策の強化として、一次下請業者に対し加入が義務付けられます。

1 豊橋市工事請負契約約款及び豊橋市修繕請負契約約款の改正

受注者（元請業者）が社会保険等に未加入の建設業者と一次下請契約を締結することを原則禁止する条項を追加します。

（受注者の契約の相手方となる下請負人の社会保険等加入義務等）

第7条の2の概要

- ・受注者は、社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方としてはならない。
- ・受注者は、社会保険等未加入建設業者と下請契約しなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別の事情があると発注者が認める場合は、下請契約の相手方とすることができる。
- ・受注者は、特別の事情があると認められなかった場合又は指定する期間内（1か月）に加入が確認されなかった場合は制裁金を支払わなければならない。

2 特別の事情

特殊な技術、機器又は設備等を必要とする工事でその下請業者と契約しなければ契約の目的を達することができないなどの事情

3 未加入であった場合の措置

【一次下請】

- （1）制裁金（受注者と一次下請業者との間の最終請負金額の10%）の請求
- （2）指名停止
- （3）工事成績評点の減点
- （4）未加入建設業者を建設業許可権者へ通報

【二次以下下請】

未加入業者であることを確認した場合は、その旨を建設業許可権者へ通報

4 実施時期

平成29年10月1日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

詳しい内容は、豊橋市財務部契約検査課ホームページに掲載していますのでご確認ください。

URL:<http://www.city.toyohashi.lg.jp/18565.htm>

問合せ先	豊橋市契約検査課	工事契約担当	電話	0532-51-2155・2156
	豊橋市上下水道局	総務課	電話	0532-51-2705・2706
	豊橋市民病院	管理課	電話	0532-33-6278